介護保険　訪問看護利用料金表（非課税）

要介護のご利用者様

(2026.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間
		利用料(10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・時間内		3,403円	341円	681円	1,021円	314	1回につき　20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内		5,105円	511円	1,021円	1,532円	471	1回につき　30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内		8,921円	893円	1,785円	2,677円	823	1回につき　30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内		12,227円	1,223円	2,446円	3,669円	1,128	1回につき　1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5(PT·OT·ST)		3,186円	319円	638円	956円	294	リハビリ　20分（1回につき）
◆訪問看護Ⅰ-5・2超(PT·OT·ST)		2,872円	288円	575円	862円	265	リハビリ　20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(1回につき)
特別管理加算	Ⅰ	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に 管理する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,710円	271円	542円	813円	250	
複数名訪問看護加算【＋看護師等の場合】	30分未満	2,753円	276円	551円	826円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,357円	436円	872円	1,308円	402	
複数名訪問看護加算【＋看護補助者の場合】	30分未満	2,178円	218円	436円	654円	201	
	30分以上	3,436円	344円	688円	1,031円	317	
長時間訪問看護加算		3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日に看護師が訪問を行った場合に算定
	Ⅱ	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時(要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	
ターミナルケア加算		27,100円	2,710円	5,420円	8,130円	2,500	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
看護体制強化加算	Ⅰ	5,962円	597円	1,193円	1,789円	550	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,168円	217円	434円	651円	200	
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	65円	7円	13円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	32円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,710円	271円	542円	813円	250	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
遠隔死亡診断補助加算		1,626円	163円	326円	488円	150	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		542円	55円	109円	163円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同意が必要。
介護職員等処遇改善加算		1.8%					基本報酬および各加算を合算した月間の総単位数に、以下の率を乗じた額が加算されます。
その他加算に関して							
夜間・早朝加算(夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算(深夜22時～6時)							

◆･･･①療法士（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
②当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、
緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。

※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【4級地】

≪利用料負担額の計算方法≫
単位数<*1> × 10.84 × 利用者負担割合 = 利用者負担額（小数点以下切り上げ）
<*1> 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

介護保険　訪問看護利用料金表（非課税）

要支援のご利用者様

(2026.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要支援者対象)					サービス提供時間
		利用料(10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・時間内		3,284円	329円	657円	986円	303	1回につき　20分未満
訪問看護Ⅰ-2・時間内		4,888円	489円	978円	1,467円	451	1回につき　30分未満
訪問看護Ⅰ-3・時間内		8,606円	861円	1,722円	2,582円	794	1回につき　30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4・時間内		11,815円	1,182円	2,363円	3,545円	1,090	1回につき　1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5(PT･OT･ST)		3,078円	308円	616円	924円	284	リハビリ　20分 (1回につき)
◆訪問看護Ⅰ-5・2超(PT･OT･ST)		1,539円	154円	308円	462円	142	リハビリ　20分 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合(1回につき)
特別管理加算	Ⅰ	5,420円	542円	1,084円	1,626円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理 する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,710円	271円	542円	813円	250	
複数名訪問看護加算【＋看護師等の場合】	30分未満	2,753円	276円	551円	826円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,357円	436円	872円	1,308円	402	
複数名訪問看護加算【＋看護補助者の場合】	30分未満	2,178円	218円	436円	654円	201	
	30分以上	3,436円	344円	688円	1,031円	317	
長時間訪問看護加算		3,252円	326円	651円	976円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3,794円	380円	759円	1,139円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日に看護師が訪問を行った場合に算定
	Ⅱ	3,252円	326円	651円	976円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時(要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6,504円	651円	1,301円	1,952円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	6,222円	623円	1,245円	1,867円	574	
看護体制強化加算		1,084円	109円	217円	326円	100	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	65円	7円	13円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	32円	4円	7円	10円	3	
専門管理加算		2,710円	271円	542円	813円	250	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		542円	55円	109円	163円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同意が必要。
介護職員等処遇改善加算		1.8%					基本報酬および各加算を合算した月間の総単位数に、以下の率を乗じた額が加算されます。

その他加算に関して	
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)	ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます
深夜加算 (深夜22時～6時)	

◆･･･①療法士等（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
②療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（③に該当しない場合）。
③当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。
（理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は加えて15単位減算されます。）
※②③は要支援のみ対象です。③の15単位の減算に該当する場合は②の５単位は減算しません。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。

※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【4級地】

≪利用料負担額の計算方法≫
単位数<*1> × 10.84 × 利用者負担割合 = 利用者負担額（小数点以下切り上げ）
<*1> 准看護師がサービスを提供する場合は全ての基本単位数×90%になります。

医療保険　訪問看護利用料金　　（非課税）

(2026.6.1～)

■　基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費(単一建物居住者20人未満)の場合】

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日 (同一日に2人)	週3日まで	13,260円	5,550円	7,710円	1,330円	2,650円	3,980円
	週4日目以降	14,260円	6,550円	7,710円	1,430円	2,850円	4,280円
月の初日 (同一日に3人以上 9人以下)	週3日まで	10,490円	2,780円	7,710円	1,050円	2,100円	3,150円
	週4日目以降	10,990円	3,280円	7,710円	1,100円	2,200円	3,300円
月の2日目以降 (同一日に2人)	週3日まで	8,560円	5,550円	3,010円	860円	1,710円	2,570円
	週4日目以降	9,560円	6,550円	3,010円	960円	1,910円	2,870円
月の2日目以降 (同一日に3人以上 9人以下)	週3日まで	5,790円	2,780円	3,010円	580円	1,160円	1,740円
	週4日目以降	6,290円	3,280円	3,010円	630円	1,260円	1,890円
[注意] 以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ							
同日2回目		4,500円	—	—	450円	900円	1,350円
同日３回以上		8,000円	—	—	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき		8,500円	—	—	850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は5,550円になります。

※訪問看護物価対応料（１日につき）
　訪問看護物価対応料１(区分番号2)　イ 月の初日の訪問の場合 60 円　ロ 月の２日目以降の訪問の場合 20 円

※訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 1,050円

【訪問看護管理療養費】

1 月の初日の訪問の場合　ホ　7,710円

2 月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）

イ 単一建物居住者が20人未満　3,010 円

ロ 単一建物居住者が20人以上49人以下

（１）１月当たり訪問日数が15日以下の場合　2,510円

（２）１月当たり訪問日数が16日以上24日以下の場合　2,310円

（３）１月当たり訪問日数が25日以上の場合　2,210円

■　基本利用料以外（加算）

		利用料(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
特別管理加算（Ⅰ）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）		2,500円	250円	500円	750円
２４時間対応体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して特別な整備をしている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	② 上記①以外の場合	6,520円	650円	1,300円	1,960円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	① 下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	② 長時間加算算定対象者が90分を超えた場合 (※1)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
長時間訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名訪問看護加算	① 2人目が看護師等の場合　週1回まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	② 2人目が准看護師の場合　週1回まで	3,800円	380円	760円	1,140円
	③ 2人目がその他職員(※2)の場　週3回まで	3,000円	300円	600円	900円
	④ ③かつ厚生労働大臣が定める場合	3,000円	300円	600円	900円
	1日2回の訪問の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	1日3回以上の訪問の場合	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
夜間・早朝訪問加算（6-8・18-22）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）		4,200円	420円	840円	1,260円
ターミナルケア療養費１（特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合）		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費２（特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費１・２・３		1,500円	150円	300円	450円
乳幼児加算（6歳未満）	① 下記②以外の場合	1,400円	140円	280円	420円
	② 別に厚生労働大臣が定める場合	1,800円	180円	360円	540円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	10円	10円	20円

※1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

※2 その他職員とは、当事業所の看護師、准看護師、療法士、看護補助者を指します。

※訪問看護医療情報連携加算 月一回　1,000 円

利用者の医療・ケアに携わる関係職種が ICT を用いて記録した診療情報等を活用した場合

医療保険（精神科指示書対応）　訪問看護利用料金　　（非課税）

(2026.6.1～)

■　基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費1の場合】

訪問回数/負担割合		利用料金(10割)	※基本療養費	管理療養費	利用者負担額		
					1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日 週３日まで	30分未満	11,960円	4,250円	7,710円	1,200円	2,390円	3,590円
	30分以上	13,260円	5,550円	7,710円	1,330円	2,650円	3,980円
月の２日目以降 週3日目まで	30分未満	7,260円	4,250円	3,010円	730円	1,450円	2,180円
	30分以上	8,560円	5,550円	3,010円	860円	1,710円	2,570円
月の初日 週4日目以降	30分未満	12,810円	5,100円	7,710円	1,280円	2,560円	3,840円
	30分以上	14,260円	6,550円	7,710円	1,430円	2,850円	4,280円
月の２日目以降 週4日目以降	30分未満	8,110円	5,100円	3,010円	810円	1,620円	2,430円
	30分以上	9,560円	6,550円	3,010円	960円	1,910円	2,870円

[注意] 以下は①精神科複数回訪問加算②精神科重症患者支援管理連携加算を届出済の場合のみ						
同日2回目	4,500円	―	―	450円	900円	1,350円
同日３回以上	8,000円	―	―	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護						
入院中1回につき	8,500円	―	―	850円	1,700円	2,550円

※ 月の初日から週3日目まで、3人同時に訪問した日は「精神科基本療養費Ⅲイ(3人以上）」2,780円　になります

※訪問看護物価対応料（１日につき）

訪問看護物価対応料１(区分番号2)　イ 月の初日の訪問の場合 60 円　　ロ 月の２日目以降の訪問の場合 20 円

※訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ） 1,050円

【訪問看護管理療養費】

1 月の初日の訪問の場合　ホ　7,710円

2 月の２日目以降の訪問の場合（１日につき）

イ 単一建物居住者が20人未満　3,010 円

ロ 単一建物居住者が20人以上49人以下

（1）１月当たり訪問日数が15日以下の場合　2,510円

（2）１月当たり訪問日数が16日以上24日以下の場合　2,310円

（3）１月当たり訪問日数が25日以上の場合　2,210円

■　基本利用料以外（加算）

		利用料金(10割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
特別管理加算（Ⅰ）		5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）		2,500円	250円	500円	750円
２４時間対応体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して特別な整備をしている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	② 上記①以外の場合	6,520円	650円	1,300円	1,960円
退院時共同指導加算		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算	① 下記②以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
	② 長時間加算算定対象者が90分を超えた場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
長時間精神科訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科訪問看護加算	① 2人目が看護師・作業療法士の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回訪問の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	1日に3回以上訪問の場合	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	② 2人目が准看護師の場合	3,800円	380円	760円	1,140円
	1日に2回訪問の場合	7,600円	760円	1,520円	2,280円
	1日に3回以上訪問の場合	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
	③ 2人目が看護補助者および精神保健福祉士の場合　週1回まで	3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝訪問加算（6-8・18-22）		2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22-6）		4,200円	420円	840円	1,260円
精神科複数回訪問加算	①1日2回　同一建物内1人または2人	4,500円	450円	900円	1,350円
	②1日3回以上　同一建物内1人または2人	8,000円	800円	1,600円	2,400円
精神科重症患者支援管理連携加算	重症患者等のうち集中的な支援を必要とする	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	重症患者等	5,800円	580円	1,160円	1,740円
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護情報提供療養費１・２・３		1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費１		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定している場合）		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
遠隔死亡診断補助加算		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	10円	10円	20円

※1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

※訪問看護医療情報連携加算 月一回　1,000 円

利用者の医療・ケアに携わる関係職種が ICT を用いて記録した診療情報等を活用した場合

介護保険対象外 費用

■運営規程に定められたその他の費用

サービス内容	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は、 実費(公共交通機関含む)を徴収 自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えてから片道1km以上につき20円（税込） ※訪問車両の駐車スペースが確保できない利用者宅に関しては、別途駐車料金を請求させていただく場合があります。

■介護保険対象外のサービス実施の利用料

サービス内容	サービス内容
死後の処置	亡くなられた後に処置と処置材料込で 30,000円 (税込)

■長時間サービス実施の利用料

サービス内容	サービス内容
長時間訪問	訪問看護の提供時間が1時間30分を超えた場合であって、長時間訪問看護加算を算定しない場合（介護保険利用者）の料金（30分毎、4,000円（非課税））

■キャンセル料

・事前キャンセル

※訪問予定日の前営業日までにご連絡いただいた場合　→キャンセル料は発生しません。

注意：土日を含む休業日に、担当者個人への業務用携帯電話へのSMSまたは電話連絡を行った場合は、正式なキャンセル連絡とは、みなしません。

・当日キャンセル

【連絡なしの場合】事前連絡なく訪問時に不在の場合　→キャンセル料2,000円を請求します。

〇月内1回目：理由を問わずキャンセル料0円（体調不良等含む）

〇月内2回目以降：理由を問わずキャンセル料2,000円（体調不良等含む）

〇月内3回以上のキャンセルが発生した場合：継続支援の見直しを行います。

医療保険対象外費用

■交通費

サービス内容	サービス内容
交通費	通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合の交通費は、 実費を徴収 自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業実施地域を越えてから 片道 1km 以上につき 20 円（税込） ※訪問車両の駐車スペースが確保できない利用者宅に関しては、別途 駐車料金を請求させていただく場合があります。

■定休日利用料

定休日に訪問看護を行った場合、下記料金を徴収

定休日利用料 訪問毎 1,500 円（非課税）

■延長料金

基本時間（90 分）を超えたサービスを行った場合、下記料金を徴収

30 分毎 4,000 円（非課税）

■死後の処置

亡くなられた後の処置と処置材料費込みで

30,000 円 (税込) ※ 参考金額

■キャンセル料

・事前キャンセル

※訪問予定日の前営業日までにご連絡いただいた場合　→キャンセル料は発生しません。

注意：土日を含む休業日に、担当者個人への業務用携帯電話へのSMSまたは電話連絡を行った場合は、正式なキャンセル連絡とは、みなしません。

・当日キャンセル

【連絡なしの場合】事前連絡なく訪問時に不在の場合　→キャンセル料2,000円を請求します。

〇月内1回目：理由を問わずキャンセル料0円（体調不良等含む）

〇月内2回目以降：理由を問わずキャンセル料2,000円（体調不良等含む）

〇月内3回以上のキャンセルが発生した場合：継続支援の見直しを行います。

保険対象外（自費）サービス説明書

【目的】

利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立し日常生活を営むことができるよう、希望に添った介護保険および医療保険対象外のサービスを提供します。

【対象者】

対象者は、りすの訪問看護リハビリステーションで訪問看護サービス（医療保険または介護保険適用）を受けている方で、保険対象になら ないサービスを希望する方とします。

【サービス内容】

利用者の希望に添ったサービスを行います。ただし、サービスの内容は目的に則したものとし、公序良俗に反する内容または社会通念上不当なサービスの場合、これを拒否できるものとします。
（サービス内容の一例）

1. お出かけ時のお手伝い…通院の付き添い、お買い物の付き添いなど。
2. 見守りのお手伝い…通院時の院内の見守り、お散歩時の見守りなど。

なお、サービス内容については、要相談とさせて頂きます。
また、ご相談はお受けできますが、必ずしもサービスの提供が出来るものではありません。

【利用料金】

料金については下記を参照とし、2時間目以降の料金は要相談とさせて頂きます。なお、料金には消費税を含んでいます。※あくまで一例です

（例）

パック	基本利用料金	延長料金(30分毎)	深夜料金 (22時～翌6時)
1時間まで	10,000円	5,000円	20%加算